

## 第2回智頭町議会定例会会議録

令和2年7月7日開議

### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第61号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第62号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7. 議案第63号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8. 議案第64号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9. 議案第65号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10. 議案第66号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11. 議案第67号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12. 議案第68号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第13. 議案第69号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第14. 議案第70号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第15. 議案第71号 智頭町税条例の一部改正について
- 第16. 議案第72号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第17. 議案第73号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第18. 議案第74号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19. 議案第75号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第20. 議案第76号 智頭町農業委員会委員の任命について

- 第 2 1. 議案第 7 7 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 2. 議案第 7 8 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 3. 議案第 7 9 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 4. 議案第 8 0 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 5. 議案第 8 1 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 6. 議案第 8 2 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 7. 議案第 8 3 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 8. 議案第 8 4 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 2 9. 議案第 8 5 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 0. 議案第 8 6 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 1. 議案第 8 7 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 2. 議案第 8 8 号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第 3 3. 議案第 8 9 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）
- 第 3 4. 報告第 1 号 令和元年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 3 5. 報告第 2 号 放棄した債権の報告について
- 第 3 6. 報告第 3 号 法人の経営状況について
- 第 3 7. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明
- 第 5. 議案第 6 1 号 令和 2 年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 6. 議案第 6 2 号 令和 2 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7. 議案第 6 3 号 令和 2 年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8. 議案第 6 4 号 令和 2 年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第

- 2号)
- 第 9. 議案第65号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第10. 議案第66号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第1  
号)
- 第11. 議案第67号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予  
算 (第1号)
- 第12. 議案第68号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第13. 議案第69号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第14. 議案第70号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第15. 議案第71号 智頭町税条例の一部改正について
- 第16. 議案第72号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第17. 議案第73号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例  
の一部改正について
- 第18. 議案第74号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19. 議案第75号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第20. 議案第76号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第21. 議案第77号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第22. 議案第78号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第23. 議案第79号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第24. 議案第80号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第25. 議案第81号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第26. 議案第82号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第27. 議案第83号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第28. 議案第84号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第29. 議案第85号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第30. 議案第86号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第31. 議案第87号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第32. 議案第88号 智頭町農業委員会委員の任命について
- 第33. 議案第89号 公の施設における指定管理者の指定について (旧山郷小  
学校)

第34. 報告第 1号 令和元年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第35. 報告第 2号 放棄した債権の報告について

第36. 報告第 3号 法人の経営状況について

第37. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 谷口 翔馬	2番 波多 恵理子
3番 安道 泰治	4番 國本 誠一
5番 河村 仁志	6番 大藤 克紀
7番 岩本 富美男	8番 谷口 雅人
9番 岸本 眞一郎	10番 酒本 敏興
11番 中野 ゆかり	12番 大河原 昭洋

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（15名）

町長	金 兒 英 夫
教 育 長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者	葉 狩 一 樹
総 務 課 長	矢 部 整
企 画 課 長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課 長	江 口 礼 子
教 育 課 長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課 長	迎 山 恵 一
山村再生課長兼農業委員会事務局長	山 本 進
地 籍 調 査 課 長	原 田 誠 之
福 祉 課 長	小 谷 い ず 美
会 計 課 長	矢 部 久 美 子
税務住民課参事兼水道課長	藤 森 啓 次
総 務 課 参 事	米 本 勝 彦

病 院 事 務 部 長      福 安 教 男

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長      柴 田 睦 子  
書            記      寺 谷 圭 祐

開 会   午前10時30分

開 会   あ い さ つ

- 議長（大河原昭洋）      ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第2回智頭町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

- 議長（大河原昭洋）      日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、大藤克紀議員、7番、岩本富美男議員を指名します。

日程第2． 会期の決定

- 議長（大河原昭洋）      日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から7月15日までの9日間としたいと思います。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋）      異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から7月15日までの9日間と決定しました。

### 日程第 3. 諸般の報告

○議長（大河原昭洋） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、令和 2 年 5 月分から令和 2 年 6 月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について、智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、6 月 30 日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4. 町長の施政方針並びに提案理由説明

日程第 5. 議案第 61 号から日程第 33. 議案第 89 号まで 29 案

日程第 34. 報告第 1 号から日程第 36. 報告第 3 号まで 3 報告

一括上程

○議長（大河原昭洋） これから、議案第 61 号 令和 2 年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）から、議案第 89 号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）までの 29 議案及び報告第 1 号 令和元年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第 3 号 法人の経営状況についてまでの 3 報告を一括して議題とします。

日程第 4、町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 2 回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

私が町長に就任してから初めての議会を迎えるに当たり、町政運営に対する所

信を申し述べさせていただき、議員の皆様をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

さて、去る6月7日執行の町長選挙におきまして、多くの皆様からのご支援を賜り、6月20日からの4年間町政を担わせていただくことになりました。本当にありがとうございました。町長としての責任と、その使命の重大さを改めて痛感しているところであり、町民皆様から寄せられている期待の大きさに身の引き締まる思いでございます。初心を忘れることなく、これまでの40年間の行政経験と知識を生かしながら、多くの皆様の声に耳を傾け、智頭町に生活する住民全てが暮らしてよかったと実感できるまちづくりに、町民の皆様とともに全力で取り組んでまいり所存であります。

今回の町長選挙に臨むに当たり、一人一人の人生に寄り添ったまちづくりを実現するため、8つの公約を掲げておりますが、この公約実現に向け寺谷町政5期の路線を継承しつつ、町民皆様の様々なお意見を伺いながら、変化が必要である場合はちゅうちょなく判断を行い、行政の一方的な考えではなく、町民皆様と協力してまちづくりを進めてまいります。

まず、1つ目は包括ケアシステムと連携した健康・医療・福祉、三位一体の充実であります。地域に住む住民が肩を寄せ合い、共に支え合いながら地域が幸せになり、住み慣れた地域で安心して心も暮らしも豊かに智頭らしく暮らしていけるよう、健康体操、ミニデイなど、地域とのつながりを重点に置いた体制づくりに取り組んでまいるとともに、健康寿命の増進を目指し、元気で幸せな生活ができる時間を延ばすよう取り組んでまいります。

2つ目は、林業・農業の振興であります。本町の重要な基幹産業である林業は、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化など多くの課題を抱えておりますが、引き続き、人材確保や育成のための仕組みを構築しつつ、作業道・林道の整備に取り組んでいくとともに、智頭材出荷促進事業をはじめとする本町独自の支援制度の充実を図ってまいりたいと考えております。農業については、人と農地の問題を解決しながら、本町の豊かな自然環境が育む「ホンモノの農産物」の生産体制づくりを推進してまいります。

3つ目は、商工業の振興であります。既存の商工業支援制度を推進するとともに、町商工会と連携しながら事業者のニーズを把握し、的確な支援制度を構築するなど商工業の振興に取り組み、雇用の確保に取り組んでまいります。また、新

型コロナウイルス感染症の経済への影響を乗り切るため、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

4つ目は、教育の充実であります。県下でも先進的な教育環境、教育設備を活用し、智頭らしい特色ある教育を推進するとともに、多様な幼児教育と育児施策を推進し、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでまいります。また、わが家で子育て応援給付金、保育料の3歳以上児及び第2子以降の無償化、児童生徒通学無償化、高校生通学費補助を継続するとともに、給食費の完全無償化など、子育て世代の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

5つ目は、若者定住の推進であります。各種移住定住対策支援事業、住宅改修補助金などを引き続き実施することにより、移住定住者の増加につなげるとともに、おせっかい奨学金などによる人材育成を進め、人口減少の抑制に取り組むとともに、現在、5戸を整備しているゆめが丘の定住促進住宅について、段階的に10戸を目標に整備し、定住者増加につなげたいと考えております。また、先ほども述べました子育て世代の負担軽減など、子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、町内外の若者に対して魅力あるまちを今まで以上に打ち出すことにより、若者の移住定住につなげてまいりたいと考えております。

6つ目は、住民自治・住民活動の活性化であります。着実に成果が見えている日本1/0村おこし運動や百人委員会など、住民自治実践活動に多くの皆様の積極的参加を促すとともに、活動の質の向上と活性化に取り組んでまいります。また、87集落中57集落で作成済みの支え愛マップについて、全集落での作成に向け後押しをするなど、地域の絆と防災力の強化にも取り組んでまいります。

7つ目は、公共交通の見直しであります。人口減少と過疎化が進展する中で、現在の公共交通体系には課題が見えています。利便性の向上など、高齢者をはじめ町民が利用しやすくなるよう、体系の見直しに取り組んでまいります。

8つ目は、人権尊重のまちづくりであります。部落差別をはじめとする差別やいじめを絶対に許さないまちを目指し、学校教育や社会教育などあらゆる場面で人権尊重の取組を進めてまいります。

以上、私の公約の一端を述べさせていただきました。具体的な施策につきましては、第7次智頭町総合計画及び第2期智頭町総合戦略との整合性を図りながら計画的に進めてまいります。町民皆様の様々な意見に耳を傾けながら、地域や住民のやる気を引き出す取組を進め、町民皆様とともに夢のある智頭町を築きた



め、住民満足度の高いまちを目指して誠心誠意努力してまいり所存でありますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

引き続き、本定例会に提案しました議案について、その概要を説明します。

議案第61号から議案第69号までは補正予算についてであります。各会計に共通して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防と社会経済活動の両立を図るため、国の交付金などを活用して、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナに対応するための経費を措置していますとともに、4月の人事異動に伴い、会計年度任用職員を含む人件費の調整を行っています。

まず、議案第61号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを説明します。

総務費のまちづくり推進費、行政情報システム推進費では、町基幹システムを各地区公民館などに分散し、町職員のテレワーク環境を整えるとともに、テレビ会議システムを整備することにより、小中学校の遠隔授業、各種会議等の分散開催を可能にするためのシステム構築委託料、地域情報化推進事業では、故障等対応用IP告知端末購入費のほか、光ケーブル移転補償費の増額を、地方創生推進費では、持続可能な交通システム構築のための体制整備支援業務委託料を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、旧山形小学校に木のストロー製造拠点を誘致するための改修経費を支援する補助金を措置しています。

民生費の社会福祉費では、人件費の調整などに伴う国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額を、オンライン面会用タブレット購入に伴う介護保険サービス事業特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しています。

子育て支援推進費の放課後児童クラブでは、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、施設及び玩具等を消毒するための電解水生成装置の購入等に要する経費を、乳児・胎児に対する特別定額給付金補足事業では、国の特別定額給付金事業の対象とならない4月27日時点で母子手帳が発行されている妊婦の胎児及び乳児に対し、1人10万円の定額給付金を補足支給することに要する経費を、それぞれ措置しています。なお、電解水生成装置の購入等に要する経費については、保育園費及び児童館費においても同様に措置しています。

母子父子福祉費では、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として実施される、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施に要する経費を、児童手当給付費では、対象人数の増に伴う子育て世帯臨時特別給付金の増額を、それぞれ措置しています。

生活保護総務費の子どもの貧困対策推進事業では、18歳以下の子どもがいる町民税非課税世帯を支援するため、子ども1人1万円を支給する経費を措置しています。

衛生費の母子衛生費では、産後ケア事業の宿泊を伴う助産所に対する施設及び設備の整備促進を図るための補助金を、病院施設費では、オンライン面会に必要な環境整備などに伴う病院事業会計操出金の増額を、それぞれ措置しています。

農林水産業費、農業振興費の地域農業振興プラン支援事業では、農業用機械の導入を支援する経費の増額を、また、集落営農に取り組む組織が行う営農体制の強化を支援する経費を、農業集落排水費では、人件費の調整に伴う農業集落排水事業特別会計操出金の減額を、それぞれ措置しています。

林業振興費の森林セラピー事業及び智頭町まるごと民泊事業では、新型コロナウイルス感染拡大への対応で心労が多かった医療・教育関係者等を対象に、ストレス回復のための森林セラピー及び民泊の無料体験に要する経費を、林業事業体等支援事業では、薪ストーブの導入支援に要する経費の増額のほか、智頭町林業促進産業化地域創生モデル事業補助金の減額を、林業経営管理推進事業では、森林経営管理法に基づいて昨年度に意向調査を実施した森林の一部について森林整備を実施する経費を、山と暮らしの人づくり事業では、新規就労者支援の対象者の増に伴う経費の増額を、また、林業従事者の技術習得支援に要する経費を、それぞれ措置しています。

商工費の商工振興費では、本年6月4日に施行された、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、本町において特定地域づくり事業協同組合の設立に向け、民間企業と連携して検討するため、地域おこし企業人を活用する経費のほか、町内企業がマスク製造を新規に行うことに伴う企業立地促進補助金の増額を措置しています。

観光事業では、新型コロナウイルス感染症終息後に向けて、ソーシャルネットワークシステムを活用して本町の新たな魅力発信を行い、誘客推進を図るための経費などを措置しています。

土木費の道路新設改良費では、県が実施する急傾斜崩壊対策事業に国の予算配分が増額されたことによる負担金の増額を、社会資本整備総合交付金の配分拡充に伴う事業費の増額を、下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計操出金の減額を、それぞれ措置しています。

住宅費の町営住宅管理事業では、グリーンフォレストちづの受水槽配管修繕及び改良住宅のフェンス設置に要する経費を措置しています。

消防費の防災費では、故障等対応用として防災行政無線個別受信機の購入費を措置しています。

教育費の事務局費では、感染症等による学校の臨時休業等における児童生徒の学びを保障するため、インターネット接続環境整備に対する補助金を措置しています。

小学校費の智頭小学校管理事業では、感染予防対策に係る経費を、智頭小学校教育振興事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため前倒しとなった、G I G Aスクール構想で整備するタブレット等購入経費を、また、修学旅行の密を避けるためのバス追加経費を、中学校費の中学校教育振興事業では、運動部活動外部指導者増員に係る経費のほか、小学校費と同様にG I G Aスクール構想で整備するタブレット等前倒し購入経費及び修学旅行の日程変更等により増額となる経費を、それぞれ措置しています。

図書館費では、感染防止対策として書籍消毒機購入経費を、学校給食費では、学校臨時休業対策費負担金を、それぞれ措置しています。

公債費の地方債償還元金では、利率見直しに伴う償還元金の増額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は1億3,870万円の増額であり、補正後の予算総額は70億4,489万7,000円となります。

議案第62号から議案第69号までは、特別会計及び企業会計の補正予算であり、主に4月の人事異動等による人件費の調整を行っていきるとともに、簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計では、県工事に伴う支障水道管などの移転経費を、それぞれ措置しています。

また、介護サービス事業特別会計及び病院事業会計では、新型コロナウイルス感染症のリスクを回避するため、オンライン面会に必要な機器やシステム構築の整備経費のほか、病院事業会計で院内感染防止のためのシャワー室改造に要する

経費を、水道事業会計では、第1水源地取水ポンプ交換工事費を、それぞれ措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第70号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第71号 智頭町税条例の一部改正につきましては、納税証明書の交付手数料について智頭町手数料徴収条例の定めるところによることとするものであります。

議案第72号 智頭町手数料徴収条例の一部改正につきましては、個人番号通知カードの新規発行等が廃止されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第73号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、施設利用料金について指定管理者が定めることとするものです。

次に、人事案件ですが、議案第74号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員、坂本芳子氏の任期が令和2年8月29日で満了になることに伴い、新たに寺坂英之氏を選任したいので、本議会の同意を求めるものです。

議案第75号から議案第88号までは、いずれも智頭町農業委員会委員の任命について同意を求めるものですので、一括して説明をさせていただきます。これは、委員の任命が令和2年7月19日で満了することに伴い、竹下るみ子氏以下14名を委員に任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第89号 公の施設における指定管理者の指定につきましては、旧山郷小学校の指定管理者について現管理者の山郷地区振興協議会が解散し、その業務を一般社団法人山郷地区振興協議会が継承することに伴い、同法人を管理者に選定したいので、本議会の議決を求めるものです。

最後に、報告案件です。

報告第1号 令和元年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地域支援推進事業ほか15事業の繰越状況について報告するものです。

報告第2号 放棄した債権の報告につきましては、智頭町債権管理条例の規定

により令和元年度の債権放棄状況について報告するものです。

報告第3号 法人の経営状況につきましては、智頭町土地開発公社の令和元年度経営状況について報告するものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細につきましては主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大河原昭洋） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第61号から日程第33、議案第89号までの29議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第5、議案第61号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第61号 令和2年度智頭町一般会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出の総額に、1億3,870万円を増額し、それぞれ70億4,489万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和2年度7月補正予算概要と、補正予算書により説明させていただきますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

概要の左端ページ欄の数字は、補正予算書のページ数です。なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、補正予算書12ページの議会費から説明させていただきます。概要は1ページです。これは、給料月額等の修正等に伴う、一般職人件費の調整であります。

次に、総務費であります。予算書の12ページの一般管理費につきましては、人事異動等に伴う一般職人件費の調整であります。

13ページ、まちづくり推進費のまちづくり事務費では、人事異動等に伴う一

般職人件費の調整を、水力発電周辺地域整備事業では、事業決定に伴う事業費の組みかえを、行政情報システム推進費では、町基幹システムを各地区公民館などに分散し、町職員のテレワーク環境を整えるとともに、テレビ会議システムを整備することにより小中学校の遠隔授業、各種会議等の分散開催を可能にするためのシステム構築委託料を、移住定住促進事業では、移住定住コーディネーターの期末手当などの増額のほか、空き家再生住宅の緊急修繕料の見込み増を、地域情報化推進事業では、地域見まもり推進員の報酬などの増額のほか、故障等対応用IP告知端末購入費、光ケーブル移転補償費の増額を、地方創生推進事業では、持続可能な交通システム構築のための体制整備支援業務委託料を、それぞれ措置しております。

14ページ、地域活性化推進費の日本1/0村おこし運動では、各地区振興協議会に配置している集落支援員の報酬、期末手当などの増額を、空き校舎等利活用推進事業では、旧山形小学校に木のストロー製造拠点を誘致するための改修経費を支援する空き校舎等利活用実践事業補助金を、それぞれ措置しております。

交通政策費の交通政策事務費では、高速智頭福原インターチェンジから智頭駅までの乗り合いタクシー運行手数料を措置しております。

14ページから15ページにかけての税務総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整のほか、特別定額給付金給付事業で、会計年度任用職員報酬など事務費の調整を、それぞれ措置しております。

同じく15ページの戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務では、人事異動等に伴う人件費の調整のほか、マイナンバーカード利用拡大に伴うシステム改修委託料を措置しております。

16ページの統計調査総務費では、給料月額等の修正等に伴う人件費の調整であります。

次は、民生費であります。16ページの社会福祉総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計の人件費調整などに伴う繰出金の減額を措置しており、17ページの国民年金費は、人事異動等に伴う一般職人件費の調整であります。

同じく17ページの障害福祉費では、障がい者相談員の増員に伴う報償費の増額を、老人福祉費では、生活支援コーディネーターの期末手当など人件費の調整のほか、オンライン面会用タブレット購入に伴う介護保険サービス事業特別会計

操出金の増額を、また、人件費調整などに伴う介護保険特別会計繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

概要はこれから2ページとなります。同和対策費の同和対策事業は、給料月額  
の修正等に伴う人件費の調整であり、18ページの社会福祉施設費、隣保館運営  
費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を行っております。

18ページから19ページにかけての子育て支援推進費の子育て推進事務では、  
人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、子育て支援センターでは、負担率改定  
に伴う共済費の調整を、乳児・胎児に対する特別定額給付金補足事業では、国の  
特別定額給付金事業の対象とならない4月27日時点で母子手帳が発行されてい  
る妊婦に対して、胎児及び乳児1人10万円の定額給付金を、町単独事業として  
補足支給することに要する経費を、それぞれ措置しております。

19ページの保育園費のうち保育園事務費では、人事異動等に伴う一般職人件  
費の調整のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、施設及  
び玩具等を消毒するための電解水生成装置の購入等に要する経費を措置してい  
ます。

母子父子福祉費では、新型コロナウイルス感染症経済対策の一環として実施さ  
れる、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業の実施に要する経費を、20ページ  
の児童館費では、久志谷及び本折児童館の人事異動等に伴う一般職人件費の調整  
のほか、施設及び玩具等を消毒するための電解水生成装置の購入等に要する経費  
を、児童手当給付費では、現況届返信用封筒代、郵便代のほか、対象人数の増に  
伴う子育て世帯臨時特別給付金の増額を、それぞれ措置しております。

21ページの生活保護総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整のほ  
か、制度改正に伴うシステム改修業務委託料を、子どもの貧困対策推進事業では、  
18歳以下の子どもがいる町民税非課税世帯を支援するため、町単独事業として、  
子ども1人1万円を支給する経費を、それぞれ措置しております。

次に、衛生費であります。21ページから22ページにかけての保健衛生総務  
費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、22ページ、母子衛生費の妊  
婦等保健相談事業では、産後ケア事業の宿泊を伴う助産所に対する施設及び設備  
の整備促進を図るための補助金を、保健師設置費では、給料月額の修正等に伴う  
一般職人件費の調整を、病院施設費では、オンライン面会に必要な環境整備など、  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う病院事業会計繰出金の増額

を、それぞれ措置しております。

次に、農林水産業費であります。概要は3ページとなります。22ページから23ページにかけての農業委員会費及び23ページの農業総務費は、人事異動等に伴う一般職人件費の調整であります。農業振興費の鳥獣等被害防止事業及びホンモノの農作物づくり推進事業では、地域おこし協力隊の期末手当増など人件費の調整を、地域農業振興プラン支援事業では、農業用機械の導入を支援する経費の増額のほか、集落営農に取り組む組織が行う営農体制の強化を支援する経費を、23ページから24ページにかけての地籍調査費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、それぞれ措置しております。

24ページの農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計の人件費調整に伴う繰出金の減額を、林業総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、それぞれ措置しております。

25ページ、林業振興費の森林セラピー事業及び智頭町まるごと民泊事業では、医療・教育関係者等を対象に、ストレス回復のための森林セラピー及び民泊の無料体験に要する経費を、林業事業体等支援事業では、地域おこし協力隊の期末手当増に伴う、自伐林家育成事業委託料及び中山間集落振興事業委託料の増額のほか、薪ストーブの導入支援に要する経費の増額を、また、国事業認証減に伴う智頭町林業成長産業化地域創生モデル事業費補助金の減額を、森林経営管理推進事業では、町に管理委託希望のあった森林の一部について森林整備を実施する経費を、山と暮らしの人づくり事業では、町内公共施設に設置する木製おもちゃ購入費の増額のほか、新規就労者支援対象者の増に伴う経費の増額及び林業従事者の技術習得支援に要する経費を、それぞれ措置しております。

造林事業費の町有林造林事業は、給料月額修正に伴う一般職人件費の調整であります。

次に、商工費であります。26ページの商工振興費では、本町において特定地域づくり事業協同組合の設立に向け、民間企業と連携して検討するため、地域おこし企業人を活用する経費のほか、町内企業がマスク製造を新規に行うことに伴う企業立地促進補助金の増額を措置しております。

概要はここから4ページとなります。観光費の観光事業では、いわゆるコロナ後に向け、ソーシャルネットワークシステムを活用して、本町の新たな魅力発信を行い、誘客推進を図るための智頭町魅力発信事業委託料のほか、町ホームページ



ジを、速やかな情報発信が行えるよう、システム、デザインなどを変更するWEBサイトリニューアル業務委託料を措置しております。

次に、土木費であります。26ページの土木総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、27ページ、道路新設改良費の道路新設改良事業では、県が実施する急傾斜崩壊対策事業の事業費増に伴う負担金の増額を、社会資本整備総合交付金事業では、国交付金の配分拡充に伴う事業費の増額を、下水道事業費では、人件費の調整に伴う公共下水道事業特別会計繰出金の減額を、28ページ、住宅管理費の町営住宅管理事業では、グリーンフォレストちづの受水槽配管修繕及び改良住宅のフェンス設置に伴う修繕料の増額を、また、これに伴い公共施設整備基金積立金の減額を、それぞれ措置しております。

同じく28ページの消防費、防災費では、故障等対応用として、防災行政無線戸別受信機購入費を措置しております。

次に、教育費であります。28ページから29ページにかけての事務局費では、給料月額修正等に伴う一般職人件費の調整のほか、感染症等による学校の臨時休業時等における児童生徒の学びを保障するため、インターネット接続環境整備に対する補助金を、マイクロバス管理費では、運転手雇用に伴う会計年度任用職員人件費などの増額を、それぞれ措置しております。

29ページの小学校費、智頭小学校管理事業では、感染症対策のためマスクなど消耗品の増額を、智頭小学校教育振興事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため前倒しとなった、GIGAスクール構想で整備するタブレット等購入経費のほか、修学旅行の密を避けるためのバス追加経費を、中学校費の中学校教育振興事業では、運動部活動外部指導者増員に係る経費のほか、前倒し整備するGIGAスクール構想のタブレット等購入経費を、また、修学旅行の日程変更等により増額となる経費を、それぞれ措置しております。

30ページの社会教育総務費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、文化財保護事業及び遺跡発掘事業では、会計年度任用職員の期末手当、通勤手当の増などに伴う人件費の調整を、中央公民館費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、31ページの社会教育施設費では、久志谷集会所職員の人事異動等に伴う一般職人件費の調整を、それぞれ措置しております。

概要は5ページとなります。31ページの図書館費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整のほか、感染防止対策として書籍消毒機購入経費を、新図書館

建設事業で、原材料費から備品購入費へ事業費の組みかえを、それぞれ措置しております。

32ページの保健体育総務費では、体育振興費でスポーツ指導員のアシスタントマネージャー資格取得負担金の増額を、学校給食費では、人事異動等に伴う一般職人件費の調整のほか、学校臨時休業に伴う牛乳等食材の廃棄等対策費負担金を、それぞれ措置しております。

最後に32ページ、公債費の地方債償還元金では、利率見直しに伴う償還元金の増額を措置しております。

以上、合計1億3,870万円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、分担金、使用料、国庫補助金、県補助金、基金繰入金、繰越金、雑入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

この議案に対する質疑については、歳入と歳出の2区分に分けて行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

それでは、これから質疑を行います。まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

次に、歳出の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 13ページ、まちづくり推進費、この委託料ですが、町基幹システムを各地区公民館などに分散し、町職員のテレワーク環境を整えるということですがけれども、具体的に町の基幹システムというのは、どのような内容を各地区公民館で職員さんができるようになるのか、具体的な内容をお聞かせください。

- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） まずは、住民等々のシステム、それから、町の財務会計システム、それと併せて、これは内部系になりますがスケジュール管理、それからメール等の管理、それぞれが基幹システムということで位置づけております。
- 議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。
- 11番（中野ゆかり） かなり重要な内容のものを、各地区公民館でもテレワークできるということになろうかと思えます。しかしながら、各地区公民館といっても、セキュリティが確実ではないと考えます。役場であれば宿直の方がおられますが、特に夜間などの防犯対策がまだまだ各地区では不十分かと思えます。その点、どのようにお考えでしょうか。
- 議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。
- 総務課長（矢部 整） 特に、住民異動に係る個人情報の部分、これについては現在でもそうでございますが、時間によって接続ができなくなる。町内の環境でもそうですが、時間によって接続ができなくなるというような措置もっております。また、財務会計システムについても個人情報は当然入ってまいります。こちらについても、そのようなセキュリティ対策を措置するように考えております。メール等々につきましては、今も各地区公民館にはいつておりますので、その延長線ということで考えております。
- 議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。
- 5番、河村仁志議員。
- 5番（河村仁志） 本冊22ページの母子衛生費のところの助産所施設設備整備事業補助金のところですが、内訳が分かれば教えてください。どういったものに補助されるのか。聞こえましたか。本冊22ページの母子衛生費、助産所施設設備整備事業補助金150万円の大体内訳が分かれば教えていただけませんか。どういったものに補助されるのか。
- 議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。
- 福祉課長（小谷いず美） どのようなものにといいますと施設整備、備品等で、もう改修等がされているので、備品等を考えています。
- 以上です。
- 議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。
- 5番（河村仁志） 僕の記憶が確かかどうか分からないんですが、多分いのち

ねさんに以前、昨年度だか補助金をつけてテレビとかいろんな備品を買うっていう話があったの、これの名前をただすげ替えたただけですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 名前を付け替えたというわけではなくて、今回、県のほうの産後ケア事業というふうな形で、助産所施設等の整備を行うということで補助金が新設されました。それに伴って、まちのほうでもそういった備品整備の購入費を助成するという補助金をつくるということで、新たな前の分とというふうな考え方ではなくて、産後ケア事業の充実ということで考えております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 同じく22ページの、先ほどのいのちねさんの備品なんです、その備品の具体的な内容をお聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 新たにそういった形の制度ができるということで、いのちねに限定するものではないですが、産後ケア事業の受皿がこれまで不足しているというふうなことが、皆さんの中でも話にあったと思いますが、そういった形で充実するというので、そこに必要な備品とか設備のほうの購入の費用ということになっております。具体的には、まだそういった必要なものということが、具体的にはこの制度をつくった後にどんなもの、備品等の対象費目で該当するものが対象になるという形にはなりません。具体的にといいますと、産後ケアに必要なものということになります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 同じく、母子衛生費の助産所施設ですが、この施設の規模とか、どのようにこれから事業を展開していくのか、そのタイムスケジュール的なものも見えていないんですが、その辺については福祉課としては把握をしているのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） この事業につきましては、助産施設整備事業ということで特にいのちねに限定されたものではありません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この助産施設というのは、複数対象があるという捉え方

でしょうか。その辺どうですか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 新たな補助制度をつくっているということで、そういった該当のものが出てくれば対象となるということになります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 実際に町が無償譲渡した中原の古民家が今、改修されているんですが、私たちとしてはそこが助産施設ではないのかなという具合に思っているんですが、そういったところの助産施設が、これからどのように時期も含めて事業展開していこうとするのか、そういったものが分からない中で施設に対して補助金を出すと言われても、少し事業に対しての妥当性的なものが分かりにくいんですね。やはり、補助を出そうとする施設がどういうもので、これからどういう具合に運営していこうとするのか、そこら辺はやはり所管としては把握して、議会のほうに説明していただきたいなと思っているんですが、そこについてはどうでしょうか、再度。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） いのちねさんのほうのスケジュールにつきましては、うちのほうの管轄といいますよりも、民生常任委員会のほうでの委員会での説明のほうで説明したいと思いますが、今回は県のほうの事業で助産所に対して、1か所当たり上限が600万円に対して県の補助が2分の1という、そういう制度ができました。それで、まちについてはその分の4分の1も、まちのほうがそういうような補助制度をされてはどうかといいますか、そういうフレーム設計で県が2分の1、まちが4分の1、そして、事業所のほうが4分の1という、そういうふうな県の補助制度ができたので、それに伴って今回こういうふうなことを定めるといことで、そういう制度が使える体制をつくるということをして今回予算として上げさせていただいております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 県のほうから予算措置したから、地元の自治体も補助をするんだという仕組みとしては分かるんですが、当然、県としてはその事業がどんなものかを把握した上で、多分予算措置したものだと思っているんです。じゃあ、町としても自治体として補助金を出すときには、県がどういう具合にその事

業を判断したかも同時に、やはり智頭町としても把握する必要があると思うんですが、ただ自動的に追随するという形で事業の全体像的なものが見えてないというのはいかがなものかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） そういう制度がないと、事業も使えませんし、昨今問題となっております児童虐待等々、子育ての問題というのは大きくありまして、委員会のほうでも産後ケアの仕組み、事業があっても実際に受皿となるところの整備がなかなか、受皿がなかなかないという話も出ておりました。そのような中で、制度を整備するというようなことは重要だと思われまますので、補助申請が出てきた段階で、その補助申請の中で審査して行って該当かどうかということは決めていきたいと思えます。まずは、そういうふうな制度がないと利用もできないというところでの予算措置です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 13ページのシステム構築料の部分なんですけども、ちょっと確認をさせていただきます。このシステムは、どういった状況のときに運用し、各種証明書等の発行等はあるのか。どういう権限の方がそれを運用されるのか。そここのところの説明を。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先般の委員会でも若干触れさせていただきましたが、その権限、それから職員というところについては、やはり住民票であるとか各種証明、将来的には税等々の収納というところまで広がるシステムを構築しようと思っておりますが、今の人員体制で見るとは、その証明書発行というところまでは、近々の対応は難しいと考えております。このシステムを構築したあかつきに、また徐々に人員体制を整備するであるとか、配置する職員の教育をするというようなことを進めながら、将来的にはそのようなほうにも拡張をしていきたいというシステムの整備ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） 以前の支所の機能の復活等に準じるというような形にまでは、まだ至らんということなんです。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 私どもが思っているイメージは、先ほど議員が言われた支所の機能に近いところまでは、できれば将来的にはもっていきたいとは考えておりますが、今のところは説明の中で説明したように、このたびのコロナの関係でどうしても職員を分散して働かさねば、体制が維持できないというようなこともありますので、まずは分散した体制がとれる勤務体制、それから、例えば子どもたちも含めたテレワーク、それから、遠隔授業等々の受皿の場所を整備しながら、将来的にはそのような、議員のご指摘のようなことにもっていききたいというシステムの構築でございます。

○議長（大河原昭洋） 8番、谷口雅人議員。

○8番（谷口雅人） そこには職員の常駐というようなことはあるのか、ないのか。分散を必要とする状況には、それはどういった状況を想定して判断をされるのか。

○議長（大河原昭洋） 矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほども申したように、現在の体制では以前のような支所機能までは難しいと考えております。現在の状況では、先ほど言ったようにまず職員が自宅で行うようなテレワークを、そのセキュリティを考えながら公民館で行えるような体制、それから、在宅で今、子どもたちが遠隔授業をするようなことをこれから考えていかないといかんのですが、その中でやはり公民館に寄って1か所で何人か、そんなに密にならない程度でやっていけるといようなことも考えていければと考えております。やはりセキュリティの関係のところの職員ということについては、今のところ難しいということで、例えばさっき言った在宅で行う部分を公民館で行うということ、今のところは考えているところでございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

6番、大藤議員。

○6番（大藤克紀） 本冊32ページの保健体育総務費の中の、アシスタントマネージャー資格取得負担金3,000円とありますが、アシスタントマネージャーというのはどういう業務内容なのか、ご説明を願います。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） これにつきましては、地域総合型スポーツクラブ、智頭町の場合はスポねっとちづで、指導的な役割をしていくために得る資格で、こ

これは本年度の当初予算のときに、その経費について議決をいただいているところなんです、その後、料金改定があって、その不足する分について今回措置するものでございます。

○議長（大河原昭洋） 6番、大藤議員。

○6番（大藤克紀） アシスタントマネジャーというのは、本町においては何名、スポねっとちづも各スポーツクラブがあると思うんですけども、スポーツクラブ1名ずつというような考え方をしておられるのか、総合的に何名かを置いて、それで業務に当たるというようなことなのか、教えてください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今年度につきましては、スポねっとちづで1名のアシスタントマネジャーの資格取得を予定しております。今後につきましては、また増員をするかどうかというのは検討してまいりたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） 3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 19ページの母子父子福祉費、これのひとり親世帯臨時特別給付金ですけども、677万円、これの年齢何歳までで対象者、何人いるのか。あと、1子、2子とかの金額というのはあるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） ひとり親世帯臨時特別給付金ですけども、国のほうの事業として、現在児童扶養手当を受給されている方が対象です。親の世帯としては60名弱ぐらいで、子どもさんは皆さん含めて約100名おられる予定です。第1子には5万円、第2子以降は3万円ということで、積み重ねた額がこの677万円となっております。6月の児童扶養手当を給付している方が対象なんですけども、それ以外でこのコロナの関係で所得が落ちた方ということも対象になっておりまして、8月の現況届のときに聞き取りをしまして、そういった方も対象にする予定です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 3番、安道泰治議員。

○3番（安道泰治） 今聞きましたけども、コロナの影響で落ちた方にもプラスというか、新規で出すということでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。



○税務住民課長（江口礼子） コロナ感染症の経済対策で所得が落ちた方につきましても、8月の現況届で聞き取りをしまして、1世帯当たりですけれども5万円を給付する予定です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊26ページ、商工振興費、企業立地推進補助金の1,500万円弱ですが、これは町内の電子機器部品がつくられる工場の、マスクのところに手当をされるというふうにお聞きしたんですが、もう少し概略分かれば説明いただけませんか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 町内の企業に対する支援でございます。このマスクがどういったものかということですが、私も具体的ではございませんが、少しヒアリングをしたところ、医療用のマスクを製造するというふう聞いております。詳しいことは、委員会のほうでも説明させていただきたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） 5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 把握されてないので、総務常任委員会のほうでより詳しく説明がいただけたらと思っておりますので、内容が分からないようなところに補助金を出すというのはいかがでしょうかと思っております。よくよく調べて報告ください。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

1番、谷口翔馬議員。

○1番（谷口翔馬） 25ページの林業振興費の中の、医療・教育関係者の方に森林セラピー及び民泊の無料体験となっておりますが、対象者は町外の方も対象になるのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 現在、森林セラピー、民泊とも今月いっぱいには県内の方を対象に受入れをしています。その後の状況を見ながら、県外のほうにも徐々に広げていくということでありまして。当面は、状況を見ながらですが、今回の補正予算の対象となる対象者、鳥取県内を基本に状況を見ながら、県外の方の受入れも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 25ページ、林業振興費の中の智頭町林業成長産業化地域創出モデル事業補助金ですね。これが減額になっているんですが、当初予算ができてすぐ2か月、3か月でこれが減額になったという、その要因について説明してください。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） これは、町内の林業事業体が高性能林業機械を導入したいということで国の事業、補助率が3分の1でございますが、それに手を挙げておったということでございますが、残念ながら国の採択から外れてしまったということで、別途、県の別の事業を活用してそちらで入れるということで、まちのほうも100分の5の上乗せをするという趣旨で、お尋ねについては国の事業の採択から外れてしまったということでもあります。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあこの部分では採択されなかったという話でしたが、その原因というのはどのようなものだったのでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 詳細な原因までは聞いておりませんが、全体の予算額の制約等々あったのではないかとというふうに推測しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この成長産業というのは、千代川流域が1つに一体となって指定されて、それとは違うということですね。

○議長（大河原昭洋） よろしいですか。ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 18ページ、子育て支援推進費の備品購入で電解水生成装置というのを購入する経費が上がっております。この電解水生成装置というのは、家庭用から工業用までいろんなタイプがございます。どのようなタイプのものを購入されるか、お聞かせください。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） この電解水生成装置につきましては、業務用のものの

導入を予定しております。なお、これの使い方につきましては、消毒等で次亜塩素酸ナトリウム等で消毒できないところについて消毒をしたり、消毒についてその次亜塩素酸ナトリウムと併用していきたいというふうに考えております。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） そしたら、イメージ的に家庭用の給湯器みたいな、あのようなものを設置して、それでできた電解水を何かペットボトルかスプレーのようなものに移し替えて消毒していくというようなイメージでよろしいですか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 機器のイメージは家庭用のガス給湯器みたいな感じですね。壁かけ型のそういったものになります。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 質問が外れるかもしれませんが、この電解水生成装置というのは、給食センターにはついているものなんですか。

○議長（大河原昭洋） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 給食センターには設置してございません。

○議長（大河原昭洋） 11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 電解水生成装置というのは、いろいろな除菌にも大いに役立っております、大手の企業でも随分利用されています。イメージ的には、各この児童館であるとかに設置するのではなく、給食センターに一括設置して、それから出た電解水を児童館その他に運んでも、利用としては有効に活用できるのではないかと考えます。例えば、小学校や中学校などの給食を運ぶときに電解水も一緒に運び、除菌などをするというような方法も考えられるかと思えます。意見を言っただけではいけないので、却下します。すみません。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 25ページの林業振興費の中の、森林経営管理推進事業委託、これは森林経営管理法ができて個人の方が自分ではよう管理しない、それで町に伐採権を譲るということで、また町が民間企業にそれを委託するという仕組みなんですが、この委託先についてはどこが対象なんですか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 昨年度87ヘクタールについて意向調査させてい

ただきました。そのうち、まちへの委託、すなわち経営管理権をまちに譲りたいという方の面積が18ヘクタールございました。そのうち、現地の状況、路網の配置の状況であるとか、もろもろ総合的に勘案して経済林として成り立たない部分、これが1.93ヘクタール、これをまちのほうで管理をするということが今回の補正予算であります。

一方で経済林として成り立つ部分、それについては意欲と能力のある経営体に経営管理自主権を渡すということで、それはまた別枠なんですけど、今回については意欲と能力のある事業者として県に登録されている事業者という制約はありませんが、町内の林業事業者の活躍の場とでもいいでしょうか、小規模な事業者を含めてこういった森林整備の体制をとっていければと思っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） じゃあこれから、委託先が手を挙げるのを待つというような格好というようなことでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） ある程度こちらのほうからアクションも起こしながら、複数社から見積りをとって決定するといったプロセスをとっていきたいというふうに思っています。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 経営管理のやり方についてですが、多分今のところは間伐的なもの、経営権を委託しているので本来なら皆伐も多分できると思うんですが、町としては皆伐というよりも間伐をしながら管理をしていくという方向性でしょうか。

○議長（大河原昭洋） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 基本的には昨年度策定しました、智頭の山と暮らしの未来ビジョンに示している考え方に沿ってということになるろうかと思えます。当面は間伐が中心になってくると思えます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

5番、河村仁志議員。

○5番（河村仁志） 本冊26ページ、観光費のところですけど、以前説明を受

けているかも知れないですけども、智頭町魅力発信事業委託料のところの細かい説明を委員会でよろしいのでご説明いただきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） はい、委員会で説明させていただきます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第6、議案第62号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 予算書38ページをご覧ください。

議案第62号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,361万6,000円とするものです。

歳出につきましては、44ページをご覧ください。人件費の調整を減額措置しております。

財源につきましては、43ページをご覧ください。県支出金、繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第63号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。予算書48ページをご覧ください。

令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出の総額をそれぞれ150万円増額し、1,377万5,000円とするものでございます。

54ページをご覧ください。歳出につきまして、工事請負費を150万円増額しております。これが、県が行います新田橋の工事の進捗に合わせて内容を見直したものでございます。

財源につきましては、前ページに記載しておりますが、全額県の補償費で賄う予定です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第64号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 失礼します。補正予算書55ページをご覧ください。

議案第64号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29万2,000円を減額しまして、総額をそれぞれ2億6,910万6,000円とするものです。

歳出につきましては、61ページをご覧ください。人件費の調整を予算措置しております。

歳入につきましては、60ページ、繰入金で賄っております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第9、議案第65号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 補正予算書65ページをご覧ください。

議案第65号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額、それぞれ113万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,064万8,000円とするものです。

歳出につきましては、71ページをご覧ください。人件費の調整に係る経費、また、マンホールポンプ制御盤移設工事について予算措置をしております。

財源につきましては、70ページのとおり、繰入金と補償費で賄っております。以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第10、議案第66号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 失礼します。補正予算書75ページをご覧ください。

議案第66号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,715万2,000円とするものです。

歳出につきましては、82ページをご覧ください。人件費の調整と、一般介護予防事業でいきいき百歳体操実施団体の増加に伴い、まちが貸与しているおもりの購入費を措置しております。

財源につきましては、80ページをご覧ください。主に繰入金、国庫支出金にて調整しております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大河原昭洋) 質疑なしと認めます。

日程第11、議案第67号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 補正予算書88ページをご覧ください。

議案第67号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)です。

歳入歳出の総額に、それぞれ14万円を増加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,658万2,000円とするものです。

歳出につきましては、94ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症のリスクを回避してオンラインによる面会ができるよう、必要な機器を整備する経費を措置しております。

財源につきましては、93ページをご覧ください。繰入金にて措置しております。

以上です。

○議長(大河原昭洋) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番(岸本眞一郎) オンライン面会に必要なということで、システムとしてはどのような形になるのでしょうか。そのやり方ですね、例えば面会に来た人が介護施設まで行って、そこで部屋にいる入居者との様子をタブレットとかそんなものでやりとりするようなイメージがあるんですが、具体的なやり方について説明をお願いできますか。

○議長(大河原昭洋) 小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 先日の委員会でも説明をしましたが、施設の部屋といますか、居室におられる方に対してタブレット等での面会といますか、行うというようなことになりますので、大規模なものではなくてそういった形になります。

○議長(大河原昭洋) 補足説明ありますか。



ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第12、議案第68号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

藤森水道課長。

○水道課長（藤森啓次） 失礼します。補正予算書1ページをご覧ください。

議案第68号 令和2年度智頭町水道事業会計補正予算（第1号）であります。書いてございますように、収益的支出の予定額を8万円減額しまして、8,073万5,000円に、資本的支出の予定額を120万9,000円増額いたしまして、2,464万5,000円に補正するものでございます。

開いていただきまして、3ページをご覧くださいと思います。

収益的支出につきましては、総係費のPersonnel費の調整で8万円減額をいたしております。その下にあります資本的支出におきましては、建設改良費の工事請負費を120万9,000円増額しております。これは、県の災害復旧工事のときに合わせまして、第1水源地取水ポンプの引上げ点検を行ったところ、予想以上に経年劣化がひどく早急に交換が必要と判断し、このたび予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第69号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 議案第69号 令和2年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）です。

1ページをご覧ください。

収益的収支において、6,169万2,000円を増額し、補正後予算総額19億1,012万9,000円に、また、資本的支出において113万9,000

0円を増額し、補正後予算総額3億1,400万6,000円とするものでございます。

1 ページめくっていただきまして、第4条債務負担行為につきましては、LED蛍光灯のリースに係る追加となります。第5条につきましては、給与費に係る所要額の補正を計上しております。

続いて、予算書19ページをご覧ください。

収益的支出では、職員の異動に伴う給料並びに退職手当組合負担金の調整のほか、会計年度任用職員の処遇の決定による期末手当を増額計上するとともに、委託料として計上していましたが、大学等からの派遣医師の人件費部分を報酬として組み直しをしております。また、照明をLEDに変更するのに要する経費を措置するとともに、新型コロナウイルス感染症対策のための面会禁止中の対応としまして、オンライン面会システムの構築費を計上しております。このうち、新型コロナウイルス感染症対策のためのオンライン面会システムの構築に係る経費に対しましては、収入として他会計補助金として一般会計からの繰出金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していただくこととしております。

続きまして、22ページをご覧ください。

資本的支出でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策のため、デイケア利用者が病棟へ行かなくてもサービスの提供を行うことができるよう、デイケア施設内のシャワーブースを介助に適したものに改修するために係る経費を措置しております。この経費につきましても、収入として他会計補助金として一般会計からの繰出金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していただくこととしております。

以上で説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 病院のオンライン面会も、これもほぼ介護保険サービスと同じような仕組み、金額についても同じようなものでしょうか。この病院のオンライン面会に関わるシステムの経費については、幾らでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） 病院のオンライン面会システムに係る経費とシステムの内容についてですが、面会自体は病室、あとは病棟内のデイルームだとかそういったところとつないで、1階の面会室でタブレットを使った面会ができるようなシステムを考えております。将来的には、病院外とも接続は可能なものとなるような形を考えております。

あと、費用につきましては、病棟3、4、5階とありますが、その病棟のWi-Fiシステムを新たにではなく既存のシステムの設定変更だとか、そういったものが必要となりますので、経費としましては総額で今、400万円を計上しているところになります。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 介護サービスとシステムが多分違って、それだけの金額の差が、介護サービスのほうは確か十何万円ぐらいの予算でしたか、非常に大きなシステムの構築に差があったので、将来的には在宅でも面会ができるようにというような話なので、そういった将来も含めてしっかりとしたシステムを構築するために、介護サービスとちょっと予算規模が違ってくるんだというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 福安病院事務部長。

○病院事務部長（福安教男） ただいま議員の言われたとおり、将来性も含めた部分、あと、セキュリティの部分というところで、先に出ております介護の部分の補助金とは少し違った形となっております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

再開は1時にさせていただきます。

休 憩 午後 0時03分

再 開 午後 1時00分

○議長（大河原昭洋） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、議案第70号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案第70号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてです。

議案説明資料、議案書につきましては、ともに1ページをご覧ください。

智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものです。

理由としましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、内容としましては、引用法律名を変更するとともに引用条項を改正するものです。

施行期日は公布の日からです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第15、議案第71号 智頭町税条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案3ページからご覧ください。議案説明資料概要は1ページからです。

議案第71号 智頭町税条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものです。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症経済対策により融資を受ける場合等、免除規定が適用できるように手数料条例を引用するものです。

施行期日は、公布の日からです。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第72号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

- 税務住民課長（江口礼子） 議案5ページをご覧ください。説明資料は2ページです。

議案第72号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についてでございます。

手数料条例につきましては、理由としまして長い名前を書いておりますけども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、個人番号通知カードの新規発行や記載事項の変更が廃止されたことによりまして、所要の改正を行うものです。

個人番号通知カードの新規発行や記載事項の変更につきましては、5月25日付で上位法が廃止されたことに伴いまして、再発行もなくなるということで手数料条例から削除するものです。

以上です。

- 議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第73号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

- 企画課長（酒本和昌） 議案書7ページをご覧ください。概要説明は2ページ目となります。

議案第73号 智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、智頭町立智頭町総合案内所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、総合案内所2階の一部をコワーキングスペースとして活用することに伴い、所要の改正を行うものでございます。概要につきましては、施設管理者が施設利用料金を定めることとするとしております。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） この指定管理者が利用料を定めるという具合になるようですが、この利用料は管理コストを見ながら、指定管理を受けたものが利用料を自由にと言ったら語弊がありますが、そういうことができるような条例改正という捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 結論から言えば、自由に設定できるということとしております。ただし、このたびコワーキングスペースとしたことにより、近隣の同様の施設等がございますので、その辺の料金と勘案しながら料金設定ができるということにしております。コワーキングスペースではフリードリンクですとか、そういったようなサービスも提供しておりますので、そういったことも加味しながら料金設定を行えるということにしております。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） そういう状況で、管理を受けたものが利用料を定めていくんですが、担当課としては大体どのくらいになるとかっていうような、そういう情報はまだ聞いてはいないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今現在検討しているものとしては、3時間までを500円、3時間以上いくと1,000円ということで考えているというふうに聞いております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

11番、中野ゆかり議員。

○11番（中野ゆかり） 観光協会2階の会議室につきましては、今年の春、雛あらしの会場としても使われて、町内を盛り上げるために使われるというときもあると思うんです。ですから、そういうときに関してはこの料金を配慮できる、減免できるみたいなことは、文言は入れられることは考えていないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 今のところはまだ想定しておりません、正直申し上げ

まして。ただ、指定管理者と相談しながらその辺は決めていきたいとは思いますが、現時点ではそこはまだ考えていないという状況でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第74号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任についての補足説明を求めます。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案9ページをご覧ください。

議案第74号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

選任したい者、八頭郡智頭町大字大背118番地2、寺坂英之。昭和33年3月29日生まれ。これは、固定資産評価審査委員会委員1名の任期が本年8月29日で満了となりますので、新たに寺坂英之氏を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和5年8月29日までの3年間です。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第75号 智頭町農業委員会委員の任命についてから日程第32、議案第88号 智頭町農業委員会委員の任命についての14議案を一括して補足説明を求めます。

なお、個別議案について質疑があるときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いします。

山本農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山本 進） それでは、議案書10ページをお願いします。

議案第75号から議案第88号までの智頭町農業委員会委員の任命についてであります。

これは、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間の任期の農

業委員14名の任命について、本議会の同意を求めるものであります。

農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員の任命に当たっては、原則として認定農業者等が過半数を占めることが要件となっています。本議案における農業委員14名のうち、認定農業者は1名ですが、本町の認定農業者の人数は農業委員の定数の8倍を下回ることから、法律に基づく例外措置の対象となります。具体的には、認定農業者であった者、指導農業士、人・農地プランの中心経営体などの認定農業者等に準ずる者を含めて8名となることから、法律上の要件を満たしております。

それでは、議案書につきまして、住所・氏名・生年月日を順次ご説明します。

議案第75号、八頭郡智頭町大字奥本155番地1、竹下るみ子、昭和22年10月1日生まれ。

議案第76号、大字早瀬195番地、長石憲太郎、昭和38年5月28日生まれ。

議案第77号、大字東宇塚351番地、前川義憲、昭和29年11月8日生まれ。

議案第78号、大字市瀬1224番地、植木克茂、昭和19年11月15日生まれ。

議案第79号、大字宇波488番地、寺坂富雄、昭和23年3月12日生まれ。

議案第80号、大字埴師473番地、小林功、昭和15年12月24日生まれ。

議案第81号、大字中原169番地、葉狩健一、昭和25年8月16日生まれ。

議案第82号、大字西野639番地、春摘要、昭和32年6月2日生まれ。

議案第83号、大字芦津159番地3、小宮山晃次、昭和35年8月22日生まれ。

議案第84号、大字智頭94番地、國岡美保子、昭和39年8月21日生まれ。

議案第85号、大字慶所253番地、池本英夫、昭和27年8月18日生まれ。

議案第86号、大字西谷627番地、細山周一、昭和52年7月9日生まれ。

議案第87号、大字坂原247番地、國岡智志、昭和45年4月22日生まれ。

議案第88号、大字埴師646番地1、草刈章博、昭和27年7月18日生まれ。

以上で、議案第75号から議案第88号までの説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。



質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第33、議案第89号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書24ページになります。

議案第89号 公の施設における指定管理者の指定について（旧山郷小学校）。

これは、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称、旧山郷小学校。指定管理者、八頭郡智頭町大字福原19番地、一般社団法人山郷地区振興協議会、代表理事、葉狩健一。指定の期間、令和2年8月1日から令和5年3月31日まで。指定の理由、旧山郷小学校の活用に伴い、地域振興の発展を推進するため、地域活性化を担う一般社団法人山郷地区振興協議会を指定管理者として指定しようとするものでございます。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今度は社団法人になるということで、当然、社団法人になったときには、その構成員は多分出資者に限定されると思うんですが、そうなったときに出資者が少なかった場合に、従来は地区振興協議会ということで地区の総意的なものでいろいろ運用されていたのが、今度は社団法人、収益を目指す社団法人ということで、構成員の偏りですね、出資者が少なかったときにちょっと心配になるような気もするんですが、現在のところ、どのぐらいの方が出資見込みとか、そこら辺については何もお聞きではないでしょうか。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） すみません。出資者について、資料をちょっと今、持ち合わせておりませんので、また、確認して報告はさせていただきたいと思えます。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 私がこの質問をしたのは今言ったように、出資者が少ないときに運用が、これまでは地域の総意的なもので緩やかな形で運用されていたのが、今度は社団法人ということでその構成員ですね、構成員しか意見が言えない、収益があったときにはその収益の配分を受ける権利がないというような形になると思うので、そこら辺で地域みんなにその恩恵が行き渡るような形になってほしいな、若干そこら辺の懸念があるということで、ただいま出資者がどのくらいということをお聞きしましたので、今後そういった情報がどのくらいというようなものがあったときには、また、委員会等で報告をお願いしたいと思います。

○議長（大河原昭洋） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） この地区振興協議会の本来の姿というのは、将来的には一般社団法人等を設立して地域の自立に向かうというところが、本来から目指していたところでございますので、いろんな懸案事項はあるとは思いますが、その辺はまた情報提供させていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第34、報告第1号から日程第36、報告第3号について、質疑の終了をもって報告は終了となりますのでご了解ください。

日程第34、報告第1号 令和元年度智頭町一般会計繰越明許費繰越計算書についての補足説明を求めます。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） 先ほどの中でも説明したとおり、ここに書いております15事業についての繰越しの状況について報告するものでございまして、はぐっていただきまして、地域支援推進事業から最後の公共土木災害復旧事業までの事業について、この繰越額、それから、財源等々について報告するものでございます。

以上であります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第35、報告第2号 放棄した債権の報告についての補足説明を求めます。  
江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 25ページをご覧ください。

報告第2号 放棄した債権の報告につきましては、智頭町債権管理条例第14条の規定により、放棄した私債権について報告するものです。

内容につきましては、調書のほうに書いておりますけれども、一般会計、住宅使用料3件、21万円。事由といたしましては、債権管理条例第14条1項7号所在不明。民法の145条の時効の援用でございます。続きまして、水道事業会計、水道使用料8件、17万5,295円。民法145条の時効の援用でございます。病院事業会計、医療費でございますけれども8件で82万1,656円で所在不明となっております。合計で19件、120万6,951円となっております。

以上です。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 債権放棄の中で、住宅使用料、水道使用料について、例えば現在も使用しているながら、過去の分が例えば時効になって放棄したというような、そういう事例は含まれてはいませんか。そこら辺どうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 一般会計、住宅使用料も水道使用料もですけども、本人さんは現在亡くなっておられて、相続人の方から債権放棄でありますとか、現在は転出して智頭町におられないという方の事案でございます。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

日程第36、報告第3号 法人の経営状況についての補足説明を求めます。  
迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 議案26ページ、報告第3号 法人の経営状況についてでございます。

これは、5月11日に監査を受け、5月25日に開催の理事会で承認を得まし

た智頭町土地開発公社の決算について、地方自治法の規定により報告するものであります。27ページ以下が説明資料となります。それでは、28ページ、決算報告書をご覧ください。

まずは、収益的収支の収入決算額ですが、728円、これは預金利息になります。次に支出額ですが、8万1,000円、内訳は木製の門扉修繕料6万円と法人税2万1,000円です。昨年度は、土地の取得、売却事業がなかったこともあり、その他の予算執行はございませんでした。

続いて、資本的収支の収入決算額です。収入額は4,000万円。これは、借入金になります。次に、支出決算額ですが、4,012万6,794円。これは、償還金元金と借入利息になります。借入れ状況につきましては、34ページに詳細を示しておりますのでご覧ください。

次に、32ページの財産目録をご覧ください。資産総額は4,987万3,800円、負債総額は4,000万1,616円、差引き正味財産が987万2,184円で、現金預金明細書を33ページのほうに示しております。なお、貸借対照表、キャッシュフロー計算書等の関連資料も添付しておりますので、そちらもご覧ください。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（大河原昭洋） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 図書館建設のときも、土地開発公社から町が土地を買い上げた。そのときには、現在の評価額という価格で買い上げて、結局は開発公社が持っていた利子等を含めた簿価ですね、その差額をまた町が補助金で出すというような形をとっているんですが、現在2か所の土地についてこの簿価と今の評価額がどのくらいあって、大体その評価損がどのくらいあるというような、そんな把握はしていませんか。そこら辺どうでしょう。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） ご指摘いただきました2か所につきましてはですけども、現在、今後の活用方法について議論しているところではあります。具体的な計画はまだ見えておりませんので、まだそこまでの計算はしておりません。

○議長（大河原昭洋） 9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 具体的な利用方法についてはまだ計画がないということですが、ある程度現在の土地の評価額ですね、それと、財産として持っている簿価、年々利子の分も積み増して額がふえているんですが、その差額が現在本来ならどれくらいあるかなという把握を、やはりしておく必要があるのかなという気がするんです。事業をするときに初めて出すということも当然必要でしょうけど、やはり現在どのくらいな評価差を持っているので、早くこれを町が買い取るとか、売却するとかということをして、この開発公社という組織を解消する必要があるのではないかなという気がするんです。当然、議会からも土地開発公社もいずれ解消の方向にというような議論もありますので、やはり役場のほうとしても将来に向けて、具体的な利用方法がないときには早く決断する必要があるのではないかなと思います。これは質問ではありませんので、そういった意見を参考に町としても考えてほしいということです。

○議長（大河原昭洋） 意見のみということで。十分注意していただきたいのが、自己の意見を述べることができないということがありますので、そのあたりは十分注意しながら質疑をしていただきたいと思います。

9番、岸本眞一郎議員。

○9番（岸本眞一郎） 今のは意見表明と、それは撤回させていただきますので、取りあえず現在の実質の正味財産がどれくらいになっているかという把握はする気はないでしょうか。それを質問とします。

○議長（大河原昭洋） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 恐らく、実際の売買は少なくとも3年、県工事等も予定されておりますので、該当の用地が。3年先、早くてもそれくらいかと思えますけども、ご指摘いただきましたように、そういった状況も確認しながら理事会等でも共通認識を図っていきたいと思います。

○議長（大河原昭洋） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 質疑なしと認めます。

これで、補足説明及び質疑を終わります。

日程第37 陳情について

○議長（大河原昭洋） 日程第37、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。  
お諮りします。

各委員会審査等のため、7月9日から7月14日までの6日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大河原昭洋） 異議なしと認めます。

よって、7月9日から7月14日までの6日間を休会とすることに決定しました。

7月8日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

また、休会中は各委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る7月15日は本会議を開き、委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時27分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和2年7月7日

智頭町議会議長 大河原 昭 洋

智頭町議会議員 大 藤 克 紀

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男